

(6) 慶留間小中学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義・基本理念・基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 基本理念

- ①いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという考えのもと、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して取り組むこと。
- ②全ての児童生徒がいじめを行わず、また他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを目指して取り組むこと。
- ③いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して取り組むこと。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するためにいじめに対する認識を全職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こりえるもの」という基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止等の対策の為の組織（第22条）

(1) いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）

- ①校長、教頭、小中教務主任、小中生徒指導主任、小中教育相談担当、養護教諭等で構成する。
- ②また、必要に応じて関係職員、スクールカウンセラー、村教委（課長）、学校医、駐在を加えて会議を行う。

(2) 活動

- ①いじめの早期発見に関すること（毎月のアンケート調査、教育相談）
- ②いじめ事案に対する体制・対応に関すること
- ③いじめが心身に影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- ④いじめ防止基本方針の見直し、いじめ防止年間指導計画の作成

(3) 小中各部会・企画委員会等での情報交換及び共通理解

毎週の小中部会や企画委員会等で配慮を要する児童生徒について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

教職員：日頃からいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対許されない」雰囲気を学校全体に醸成する。

児童生徒：いじめに向かわない態度・能力の育成のために、道徳教育の充実と規範意識の向上を図る取組として、ソーシャルスキル・トレーニングを行う。

保護者（地域）：学校や保護者、地域は連携を密にし、未然防止を図る。

(1) 学校体制（チーム学校）・学級経営の充実

児童生徒の居場所となりえる学級をつくるため、生徒指導3つの機能を生かした学校・学級経営に努める。ガイダンス機能を充実させ、児童生徒のいじめ防止への理解を深める。

(2) 人権教育・道徳教育の充実

①人権教育を基盤とした教育活動を実践する。(授業の中で、会話の中で、あらゆる場面で)

②道徳を中心に全学校教育活動において、人権尊重の精神や思いやりの心、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力や態度を育てる。

③道徳教育推進教師を中心に、道徳の年間指導計画に基づき、35週分の道徳及び内容項目を確実に実施する。

(3) 相談体制の整備

①全児童生徒対象の教育相談を年間3回実施する。(5月・9月・1月)

②教育相談担当教師を中心とし、スクールカウンセラー(SC)を活用しながら教育相談体制を充実させ、重大事態にならないような体制を構築する。

③SCによるストレスマネジメントを実施する。

(4) 体験活動の充実

①職場体験・社会見学・地域の人材を活用した学習等の体験的な活動を通して「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力(人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力)の育成を図る。

②縦割り班活動の中で、コミュニケーションの大切さや協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

③座間味・阿嘉小中学校とのこれまでの交流活動・集合学習を充実させると共に、県内や県外の小中学校との交流学习の充実に努める。

(5) 保護者や地域と連携していじめ防止に努める。

保護者会や家庭訪問等で学校での取組を説明し、保護者や地域の理解・協力を努める。

(6) その他 留意事項

①いじめの未然防止に視点を充てた学校経営・学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめの防止指導に努める。

②児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進する。

③インターネットを通して行われるいじめに対する対策の充実を図る。

④いじめの防止等の校内研修を企画・実施する。校内研修では、学校の基本方針を全職員で共有して、いじめ防止策を徹底する。また、いじめ重大事態が発生した場合の具体的な対応策について確認する。

⑤いじめ防止は、人権を守る取組であり、全教職員が校内研修等を通して人権感覚を身に付け指導にあたる。

4 いじめ早期発見のための取組

教職員：日頃から一人一人の児童生徒理解に基づく見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。教育相談週間や定期アンケートを活用して情報の収集にあたる。

児童生徒：①アンケートは、安心していじめを訴えられるよう記述式とする。

②いじめを行う加害者側は、いじめを行っている認識が低く、それを正当化さえしてしまうことがある。したがって、周りで見ている児童生徒が「やり過ぎだよ」等の声かけや注意喚起を行うことが重要である。

③いじめを受けている被害者側は、早期に勇気を持って周りに訴えることができるような方法を知る。ときには、加害者側に立ち向かう勇気を出すことを指導する。

保護者：いじめは大人の目に付きにくい場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われた(地域)りするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、いじめは、被害者が次のいじめの加害者になるケースが見られることを理解する。

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童生徒及び保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図れるように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応を心掛ける。また、意向を聞きスクールカウンセラーとの面談等の調整を行う。必要に応じて、教育委員会、教育事務所、児童相談所等関係機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月、生徒指導部会で「いじめアンケート」を実施する。また、「いじめアンケート」をもとに一人一人の児童生徒と直接面談することで思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導等

休み時間や放課後の課外活動の中で児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 「いじめに対する措置」について

教職員：児童生徒からの相談やその他通報等があり、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとる。

①速やかに、いじめの事実の有無を確認し、いじめをやめさせる（防止する）。
また、教育委員会へ連絡する。（重大事態の場合は速やかに報告する）

②いじめがあることが確認された場合、被害児童生徒（保護者も含む）の支援、加害者児童生徒（保護者も含む）への指導または助言を継続して行う。

*被害児童生徒が安心して学習できる環境をつくる。

（個別指導（加・被害）が必要とされる場合、別室での学習を設ける）

*加害児童生徒に対し、懲戒を加える必要の有無を検討する。

*重大事態（犯罪行為・生命や財産の危機）と判断された場合、警察と連携し対処する。

児童生徒：①いじめられた児童生徒への対応

心のケアを第一とし、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、必要に応じてスクールカウンセラー等も活用し自尊感情を高めるよう留意する。また、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い折に触れ必要な支援を行う。

②いじめた児童生徒への対応

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全な人格の形成に配慮する。

③いじめを見ていた生徒への対応

いじめを見ていた生徒自身にも、自分の問題として考えさせ、いじめをみんなので防ぐ雰囲気を作る。

保護者（地域）：学校は、迅速に保護者に事実関係を伝える。また、徹底していじめにあった児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限りの不安を除去するとともに安全を確保する。さらに家庭地域との連携を密にしておく。

いじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長、教頭に報告し、事実の有無を確認する。

(1) いじめられた児童生徒への対応

①いじめが確認された場合は、校長の指示を受け生徒指導主任を中心としたいじめ防止対策委員会を早急に開き対応する。

②人権に配慮しながら事実関係を確認し指導する。

③保護者に対して事実説明を行うとともに、再発防止体制について説明し理解を得る。

- ④いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し全教職員でサポートチームを構成し解決に向けた支援を行う。
- ⑤養護教諭やSC及び校医と連携し、メンタルヘルスケア等を行う。
- ⑥必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑦緊急避難として欠席した場合には、学習保障プログラムを作成する。
- ⑧家庭訪問を実施して、児童生徒に安心感を持たせる。
- ⑨教育委員会に事実関係を報告する。

(2) いじめた児童生徒への対応

- ①事実確認を行い「いじめは絶対許さない」という毅然とした継続的な指導を行う。
- ②いじめに至った原因や背景を確認し立ち直りの支援を行う。
- ③家庭に指導経過を連絡すると共に保護者への助言及び連携した指導を構築する。

(3) 学校としての取組

- ①事実を受けとめて改善策を協議し人間関係を育むための指導を行う。
- ②学級指導の見直しや授業改善を図り充実した生活が送れるよう環境の改善を図る。
- ③犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。
- ④客観的な事実に基づく指導経過等の記録を残し、指導に反映させる。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

<重大事態>

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②精神性の疾患が生じた場合
- ③身体に重大な傷害を負った場合
- ④金品等に重大な被害を被った場合

法28条1項第2号の「相当の期間」については、国の方針を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分に把握必要がある。

⑤連続欠席の場合（連続欠席3日以上で管理職に報告して家庭訪問を実施する。5日目にはいじめ対策防止委員会を開き状況を確認して対応にあたる。）

⑥児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、村教育委員会へ速やかに報告する。

(3) 重大事態の調査の主体

重大事態が生じた場合は、村教育委員会が調査の主体を教育委員会か学校かを判断する。

(4) 調査を行うための組織

校長、教頭、小中教務主任、小中生徒指導主任、小中教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、村教委(課長)、学校医、駐在、及び村教育委員会が推薦する第三者で構成する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が「いつ(いつ頃)から」、「誰から」行われ、「どのような態様」であったか、いじめを生んだ背景事情として「どのような問題」があったか、学校・教職員が「どのように対応した」かなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

①いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合は、いじめられた児童生徒から聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事実や心情を聴き取り、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする必要がある。

②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、上述(①)重大事態の意味の①の調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、また「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

ア 背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴き取るとともにできる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した児童生徒が置かれた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生への質問紙調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うにあたり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標・調査を行う組織の構成等、調査を行う概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

オ 調査を行う組織については、学校が主体となる場合は学校長が、教育委員会が主体となる場合は村いじめ問題連絡協議会の会長が、専門委員会の委員を選出し、又は事案に応じて適任と思われる委員を選出して、委員として充てることができる。

カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏

りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報のみに依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

ク 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺の連鎖(後追い)の可能性があることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする必要があり、さらに、沖縄県教育委員会発行の「沖縄県いじめ対応マニュアル」や国立教育政策研究所発行のいじめに関する資料等も参考にする。

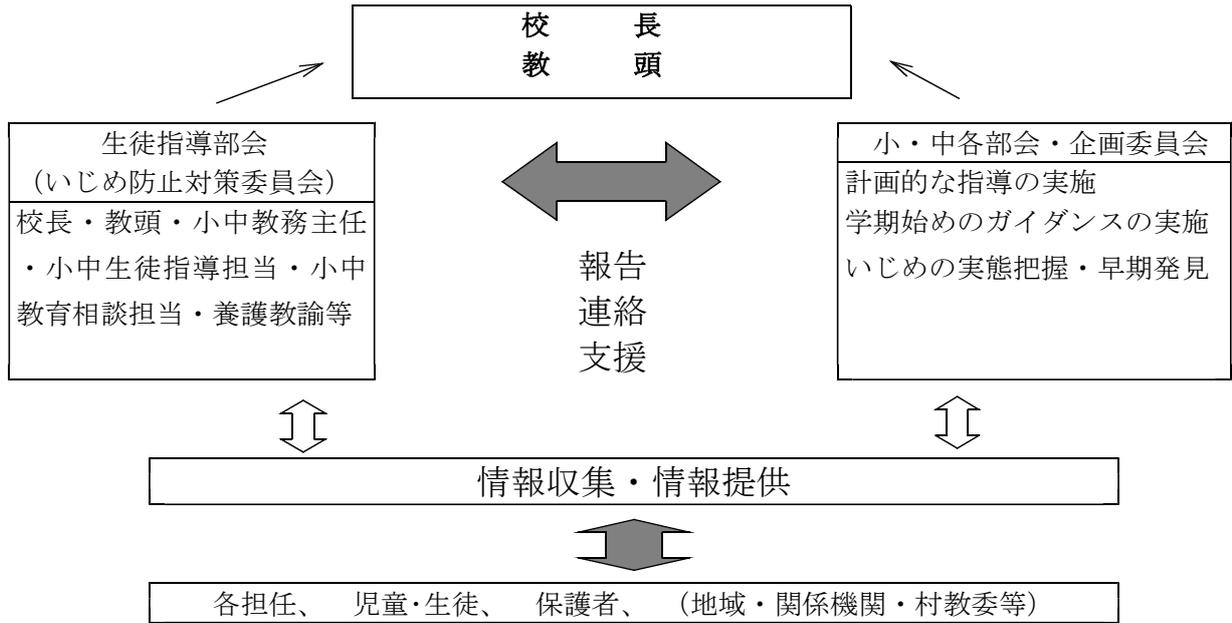
(6) 関係者への配慮

重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安が広がったり、時には事実に基づかない風評が流れたりする可能性があることに十分留意する。

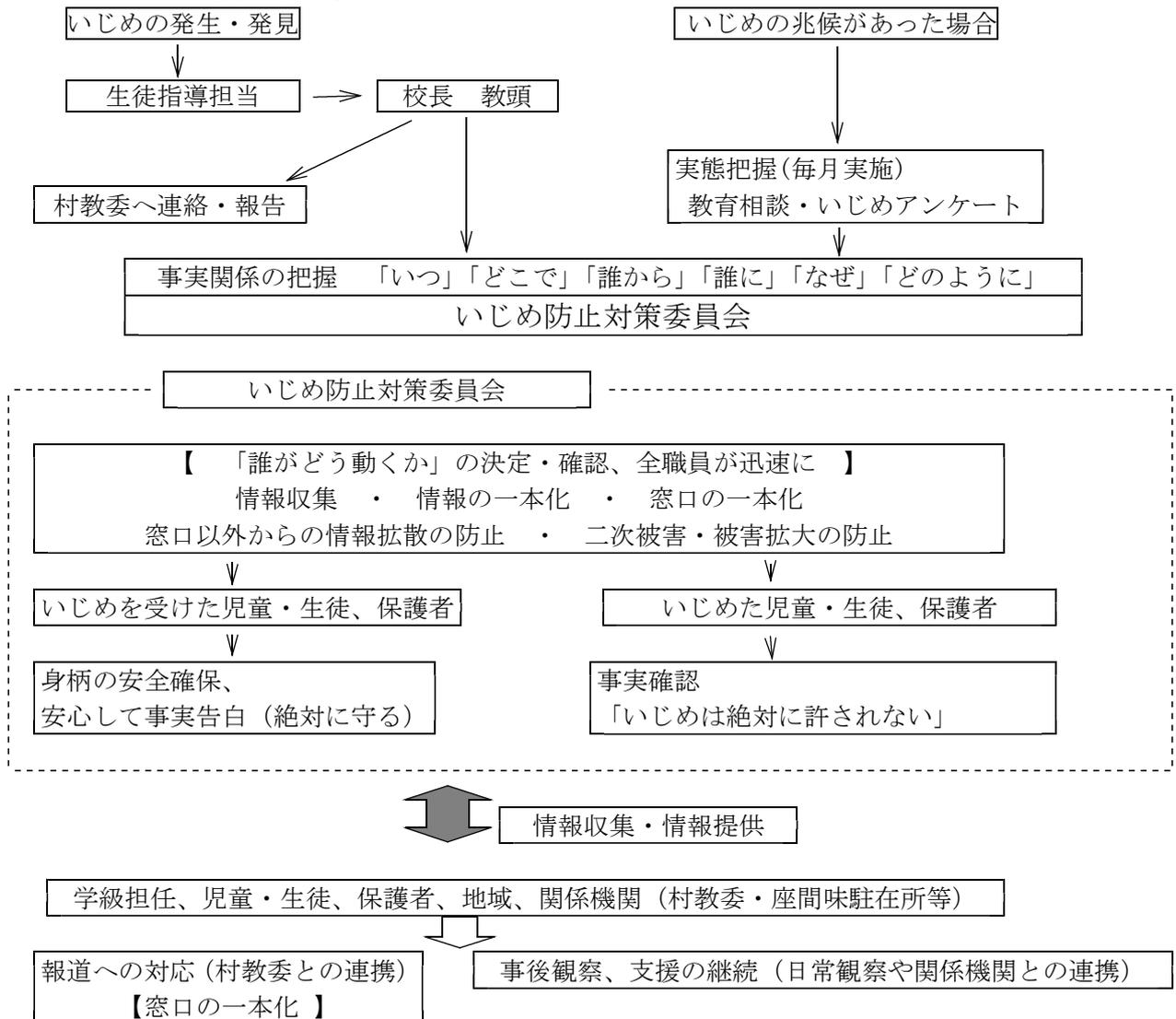
(7) 調査結果の提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に対応する。

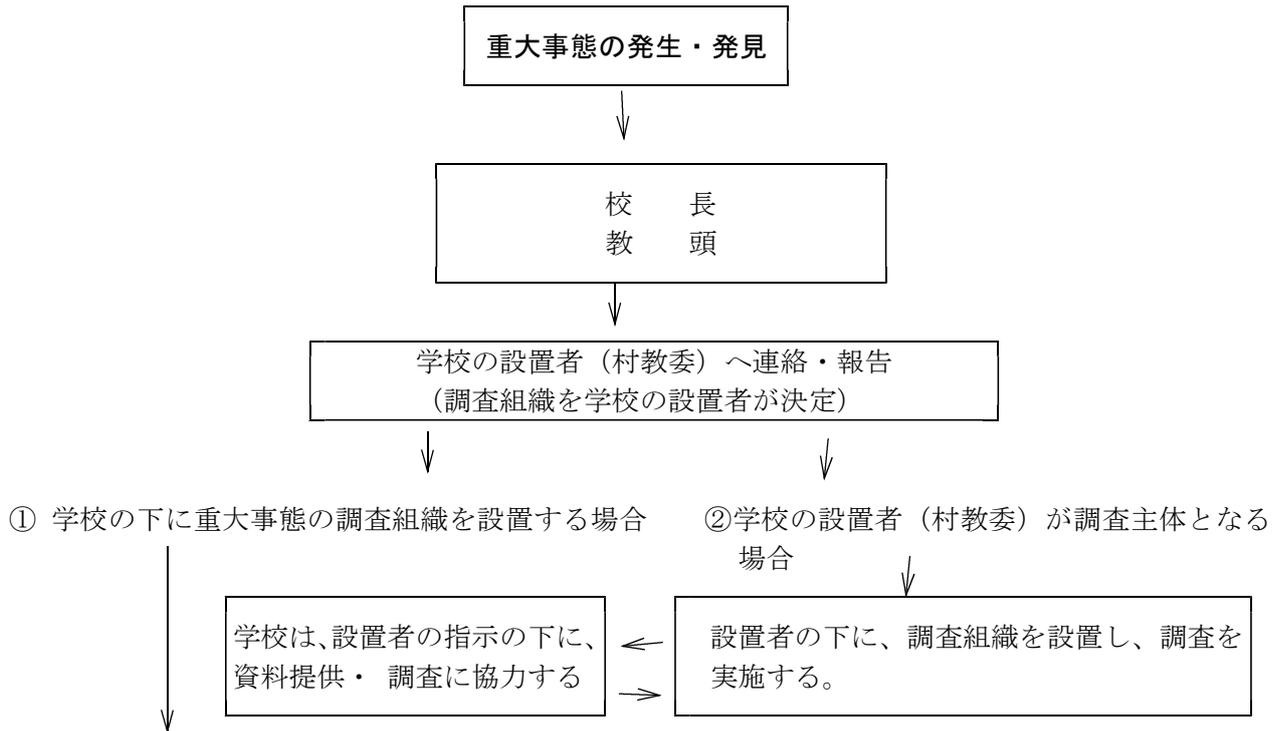
7 A いじめ防止体制（平常時）



B いじめ防止体制（発生時）



C 重大事態発生時の対応



【緊急いじめ防止対策委員会の設置】

校長、教頭、小中教務主任、小中生徒指導担当、小中教育相談担当、養護教諭等
 スクールカウンセラー、村教委(課長)、学校医、駐在等
 ◎村教育委員会が推薦する第三者

【「誰がどう動くか」の決定・確認 → 全職員が迅速に】

◎いじめ防止体制（発生時）をベースに事態内容に応じて決定する。
 情報収集・情報の一本化・窓口の一本化・
 窓口以外からの情報拡散の防止・二次被害・被害拡大の防止

○事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめられた児童生徒及び在校生や教職員へのアンケートや聴き取り調査を行う。
- ・学校に不都合な事があっても、事実をしっかり向き合う。
- ・これまで実施したアンケート等の資料の再分析、必要に応じて新たな調査を行う。

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合は、それを念頭に、調査前にその旨を調査対象（在校生・保護者）に説明する。

○調査結果を学校の設置者（村教委）に報告

- ・いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○調査結果を踏まえた必要な処置を村教育委員会の指導を仰ぎ実施する。